

別表

児童相談所一時保護所第三者評価結果

○評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
s	優れた取組みが実施されている 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
a	適切に実施されている よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
b	やや適切さにかける 「a」に向けた取組みの余地がある状態
c	適切ではない、または実施されていない 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

○評価項目

I 子ども本位の養育・支援

1 子どもの権利保障

(1) 権利保障

① 子どもの権利に関する説明

[No.1] 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 一時保護について、心理判定員が子どもの意見を確認した上で、受理会議にて判断を行っている。一時保護決定後は、司法審査に関わる「一時保護に関する子どもの意見聴取チェックリスト」を用いて裁判官への意見表明の方法などについて説明を行う他、チラシを用いて意見表明等支援員等へ自分の意見を伝え考えてもらうことが出来ることを説明している。年齢(未就学児用・学齢児用)に応じた「入所のしおり」を作成しており、生活ルールや子どもの権利やプライバシーが守られること、「次長さんへ」の手紙を通じて困ったことや意見などを伝えられることを周知している。また、しおりは今年度見直しており、子どもの4つの権利について分かりやすく記載されている。保護開始後の生活においても、受容的な姿勢で関わり、必要な場面で子どもの権利について伝えている。	

[No.2] 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	
第三者評価結果	a
【コメント】 一時保護所入所時に子どもの権利について説明を行い、意見を表明して良いことを分かりやすく伝えている。遊戯室に意見箱を設置し、「次長への手紙」とやわらかい表現にして意見が出やすいよう工夫するとともに、退所時にアンケートを実施し、余暇時間に横になりたいと希望があった時には、テントを廊下に設置するなど、子どもから出された意見を支援に反映させている。 意見箱に入った意見から、職員の声掛けに対する不安が聞かれた時には、子どもと面談を行い、職員間で共有して良いことを確認してから対応について検討し、改善を図る等子どもの意見を確認しながら支援している。	

(2) 子どもに対する説明・合意

① 保護開始に関わる説明・合意

[No.3] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 一時保護開始にあたり、子どもの意見を聴取すると共に、一時保護の理由や目的を分かりやすく説明している。一時保護の期間については、児童福祉司や心理判定員より法律で原則2ヶ月以内と説明を行い、課題が解決したり、これから生活する場所が決まると退所できることなど、定期的な面談を通して伝えている。年齢や理解度に応じた「一時保護所のしおり」において、個人情報交換の禁止という決まりや持ち物などの注意事項について説明を行っている。保護者には、資料にそって一時保護所の説明を行い、不服申立てについては、児童福祉司が一時保護決定通知書に記載し書面で通知している。	

② 保護期間中の説明・合意

[No.4] 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	
第三者評価結果	b
【コメント】	
<p>一時保護の見通しは、現状を踏まえた上で週1回以上の心理判定員の面接の中で子どもに伝えられ、面接の内容は児童相談所情報管理システムに記録して職員間で共有している。一時保護所での生活や現状について子どもから質問があった時には、不安なく生活できるよう丁寧に説明を行っている。</p> <p>なお、長期保護や複数回の保護となっている子どもに対しては、現状を理解できるよう適切な見通しの伝えかたを検討されることが望まれる。</p>	

③ 保護解除に関わる説明・合意

[No.5] 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	
第三者評価結果	a
【コメント】	
<p>一時保護の解除にあたっては、心理判定員が行動観察記録をもとに子どもの意向を確認し、児童福祉司が保護者の意向を確認して支援方針に反映している。保護解除が決定した場合には、その都度、解除後の生活について丁寧に説明を行っている。移行先が施設の場合にはパンフレットで説明するほか、施設職員との面談や施設見学を行っている。また、里親の場合には、里親との面会や里親宅を訪問するなどして不安を軽減し安心して移行できるよう支援している。</p>	
[No.6] 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】	
<p>退所後の相談や支援について、学校や関係窓口へSOSの出し方について説明を行っている。年少児については、保育所等と連携を図り、SOSを迅速に把握する体制を確保するとともに、リスクが高いケースにおいては定期的に安全確認を行っている。施設や里親等へ移行する場合には、「こどもの権利ノート」を配布し、退所後も相談できることを伝えるとともに、年1回全児童施設へ訪問を行い、「こどもの権利ノート」にそって子どもの権利保障について説明と確認を行っている。</p> <p>なお、「児童相談所虐待対応ダイヤル」の使い方等SOSを出す具体的な練習をしていないため携帯電話や公衆電話などで練習させることが望まれる。</p>	

(3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限

[No.7] 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】	
<p>保護開始時に「入所のしおり」を用いて、生活の制限を伴うルールについて説明を行い、子どもと心理判定員との面接や保護者との面接状況などから、慎重に検討を重ね判断している。できる限り登校できるよう受理会議等で検討して、学校への通学の支援やデイケアの利用へつないでいる。建物の老朽化と生活スペースが限られることから、月1回程度の外出を行っている。問題行動を起こし個別処遇を実施する場合については、その理由を説明し、やみくもに長くならないよう適宜その必要性について検討を行っている。</p>	

(4) 被措置児童等虐待防止

[No.8] 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】	
<p>県被措置児童等虐待対応マニュアルが策定されており、全職員に周知を行っている。子どもには、「一時保護所のしおり」で困ったことや心配ごとの相談方法や、「次長への手紙」を通して相談につながるよう説明を行っている。廊下に防犯カメラを設置し、毎日の申し送りやヒヤリハット報告などを通して、未然防止・早期発見に努めている。</p> <p>なお、虐待防止についての職員の理解向上のための専門的研修の充実を図るために、一時保護所職員を対象とした研修計画の策定や人権擁護に関するセルフチェックシートの実施が望まれる。</p>	

(5) 子ども同士の暴力等の防止

[No.9] 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 入所時に「一時保護所のしおり」を用い、暴力は許されないこと、子どもには守られる権利があることを説明し、困ったことがあったら職員に相談するよう伝えている。子ども同士で権利侵害がみられた場合には、被害者と加害者を分離し、双方から話を聞き取り、ケースによっては心理判定員との面談を行い、ヒヤリハット報告書を作成し、職員や管理職で情報の共有を図っている。 なお、子どもの権利主体を理解し、行動観察に基づく専門的ケアスキル向上のため研修を実施されることが望まれる。	

(6) 子どもの権利等に関する特別な配慮

① 思想や信教の自由の保障

[No.10] 思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 直近では、特別な配慮を必要とする子どもの受入れはないが、保護開始時に、食習慣や日課等の違いについて確認を行っている。宗教上の理由で食べられない食品がある場合には、除去や代替えで対応することができる仕組みとなっている。「一時保護所業務要領」において、文化・習慣等が異なる特別な配慮を必要とする子どもについての対応が明記されている。 なお、食習慣や日課等の文化習慣の違いを口頭で聞き取っているが、今後は正確且つ迅速に把握できるよう、入所時のアンケート項目に盛り込むことが望まれる。	

② 性的なアイデンティティへの配慮

[No.11] 性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 「LGBTQ」に関して、「一時保護所業務要領」において配慮を必要とする子どもについて明記はあるものの、これまで受入れの実績はない。十分な生活空間を確保することができず、男女で居室を分けていることから個別対応にも限界があるが、保護している子どもが少ない場合には個室対応を図ることが可能となっている。 しかし、ハード面において建物の老朽化が顕著で生活空間が手狭であるため、子どもの権利が守られ自分らしく生活できる空間が確保されることを期待するとともに、性の自認や性的思考に基づく性別違和や差別を防ぐための職員向け研修会などの実施を期待する。	

2 養育・支援の基本

(1) 子どもとの関わり

① 安全感・安心感を与えるケア

[No.12] 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 一時保護の受入れにあたっては、子どもの最善の利益を優先し、医療機関や他施設等子どもに適した環境の確保に努めている。子どもへの接し方や対応については、全ての子どもに公平であること、不適切な態度や言葉づかいがないこと、自由に家庭的な雰囲気をつくること、子どもが安全感・安心感・信頼感が持てるように取り組み、子どもの気持ちに寄り添い受容的姿勢で関わっている。 なお、一日のスケジュールが定められ、私物や携帯電話の持込み禁止など一律のルールとなっていることから、一時保護所での家庭的な雰囲気づくりについて検討するとともに、プライバシーの配慮に関する職員研修の実施が望まれる。	

② エンパワメントにつながるケア

[No.13] 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 入所時に「一時保護所のしおり」を用いて、子どもの権利について説明を行い、自分は大切な存在であることを日頃の支援を通じて個々に伝えている。週1回開催される「こども会議」において、自身の行動を振り返り、次の目標を立てていくなど、子どもが主体的に活動できる場面をつくり、この場が意見や要望を言える機会につながるよう支援している。保湿剤を複数の中から選択する場面をもうけ、自分で選択し意見を伝えられるよう意識的に子どものエンパワメントにつながるよう養育支援を行っている。	

(2) 子どもからの聞き取り等に関する配慮

[No.14] 子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 生活歴など子どもからの聞き取りは、主に心理判定員が個別で行い、その後一時保護所の職員へ繋いでいる。安心して話せるよう、保護所職員と共有してもよいか確認するとともに、保護者には伝えないことや話したくないことは話さなくてよいことを伝えている。児童福祉司や心理判定員が面談で聞き取った内容は、児童相談所情報管理システムで共有できる仕組みとなっている。警察や検察による聴取には、児童相談所職員が同席し、子どもの傷を広げないよう負担軽減を図っている。2年に1回児童家庭課主催の外部講師を招いた司法面接の研修の他、面接スキルトレーニングの内部研修を実施し面接技法を学ぶ機会を確保している。 なお、今回の評価時に行った子どものアンケートからは、くみ取れていない意見や要望が出ており、聞き取り方法について工夫が望まれる。	

II 一時保護の環境及び体制整備

1 適切な施設・環境整備

(1) 設備運営基準の遵守

[No.15] 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	
第三者評価結果	c
【コメント】 一時保護所は昭和47年築で旧基準を満たす居住面積を確保しているが、現在の基準は満たしていない。居室は狭く、3人定員となっており、狭隘のため2人対応としている。そのため緊急保護などで定員を超える場合は、他の児童相談所への一時保護委託で対応している。しかし、一時保護委託までの期間は遊戯室の一角に折り畳みカーテンで仕切り、布団を敷いて居室代わりに使わざるを得ない場合もあり、十分な状況にはなっていない。また、居室はカーテンで仕切れるようになってはいるが、狭くなるためカーテンを使いたくない子どもも多くプライバシー確保が出来ていない。現在移転新築の方針が出されており、子どもの安全や安心、プライバシーへの配慮、家庭的な養育の環境確保からもこれらの条件を満たした生活環境の整備を期待したい。	

(2) 個別性の尊重

[No.16] 一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 日課には余暇時間として自由時間を設け、食堂や居室、遊戯室などで本人の意志で過ごせる時間を設けている。生活上のルールは、「一時保護所のしおり」の中に、やってはいけないこと等生活のルールを入れていく。子ども同士が相手の権利も守り仲良く過ごすことを、最低限のルールとし、入所時に説明している。洋服は保管場所がなく管理面の難しさから原則貸与としている。登校や受験などの際は私服の使用を認めている。髪は入所の際、子どもの意向を聞き、黒く染めなおすか今の髪を続けるか選択させている。 なお、新築移転に際しては居室の個室化、くつろげる団らんコーナー、クールダウン室など生活の場としての生活空間の確保や子どもの特性に応じた対応が可能となる環境への配慮が望まれる。	

(3) 生活環境の整備

[No.17] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 居室は外部の視線を妨げるようカーテンや園庭のフェンスにシートを張り通行人や近隣の建物からの視線を遮るようにしている。夕方子どもと一緒に職員が清掃を行い清潔保持に努めている。職員が壁を暖かい色にペンキ塗りするなど老朽化を感じさせないよう工夫し、色紙の作品を飾る等居心地よく過ごせる環境づくりに努めている。エアコン等で室温の調節を行い快適に過ごせるようにしている。破損個所は都度直し危険防止に努めている。園庭で子どもと野菜を栽培し季節感を感じられるよう取り組んでいる。 なお、皆で過ごす食堂は狭く、リラックス出来るスペースが少ないので改善が望まれる。また、定期的な害虫駆除はしておらず、昨年、蚊の大量発生が見られ健康面からも定期的な害虫駆除が望まれる。	

2 管理者の責務

[No.18] 管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	
第三者評価結果	b
<p>【コメント】</p> <p>次長が一時保護課長を兼ね管理者の役割を担っており、事務分担表に役割が明示されている。課長は児童相談所の次長が兼務しており、一時保護所に常駐はしておらず、専門保育技師が指導教育担当職に就いて、不在時の代理をしている。管理者は毎朝行動日誌を確認するとともに、毎週の課長会議で報告を受け状況把握をしている。一時保護決定をする受理会議や援助方針会議などに出席し、保護、援助方針、措置解除などにかかわり、役割を果たしている。管理者は受講が義務づけられた「指導教育担当者研修」を受講し、SV(スーパービジョン)を学び、観察会議等で援助方針の検討を行う際に助言や指導を行っている。</p> <p>なお、管理者が兼務している次長の役割は児童相談所の業務全般を担うほか中央児童相談所は他の児童相談所の取りまとめも行っており、保護所の管理との兼務は難しく、専任化が望まれる。</p>	

3 適切な職員体制

(1) 設備運営基準の遵守

[No.19] 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	
第三者評価結果	a
<p>【コメント】</p> <p>一時保護所には運営基準を満たす職員が配置されている。保育士、児童指導員、看護師、心理職員、学習支援員の他、夜勤勤務職員を補助する非常勤の児童指導補助員を採用し、夜間に於ける複数体制を確保できている。今年2月から看護師が1名増員され2名体制となり、子どもの健康管理のほか生活支援業務にも就いており、体制が強化されている。</p>	

(2) 職員の適正配置

[No.20] 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	
第三者評価結果	a
<p>【コメント】</p> <p>職員の役割は、事務分掌で定めており、生活支援を行う保育士、児童指導員は資格を有するとともに看護師、心理士も資格を有し、専門業務のほか生活支援を行う業務にも携わっている。職員の専門性を養うため指導教育担当者研修、実務者研修を受講している。指導教育担当者には専門保育技師が就いており、児童福祉司の経験を有するほか指導教育担当者研修を受講し、直接子どもの生活支援場面に入りOJTやスーパービジョンを実施している。また、児童福祉司、心理判定員との情報が毎朝引継ぎに立ち会う中でそれぞれの専門性が発揮される体制が出来ている。</p>	

(3) 情報管理

[No.21] 情報管理が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
<p>【コメント】</p> <p>個人情報の保護に関する法律施行条例が定められ、毎年職員がチェックリストを使い振り返りと遵守が出来ているか自己チェックを行っている。個人情報にかかわるファイルは他の書類に紛れないように色分けしする他、持ち出す際は所定のバックに入れる等管理を徹底している。保護所内職員室は、入口にのれんをかけて廊下から見えないようにしている。職員不在時は施錠している。行動観察の記録は児童相談所情報管理システムに登録している。外部機関との情報共有は、相談課又は判定課が担当しており、法律上同意を要しない場合以外は保護者の同意を得たうえで外部機関と共有している。特別養子縁組のケース以外は子どもが25歳を超えた段階でファイルを焼却処分をしているが将来の開示請求に備えデジタル保存などの検討に期待したい。</p>	

(4) 職員の専門性向上の取組

[No.22] 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
<p>【コメント】</p> <p>毎年、転入職員や新採用職員には赴任後1週間以内に所内研修を行っている。また、4児童相談所合同で新任職員を対象に児童福祉法の内容や職員として守るべき法令等について基本的な研修を行っている。その他、一時保護部門の職員研修があり、東北・北海道の児童相談所協議会等に可能な限り参加させ、専門性の向上を図っている。また、西日本こども研修センターあかしが行う専門研修にも毎年参加している。子どもへのかかわり方や入退所への対応はOJTで身につくようにしている。</p> <p>なお、一人ひとりの職員を育成する育成計画や児童相談所職員としての目標設定、達成状況の確認は行っていない。県職員としての研修に加え専門性を育てる観点から育成計画を策定し長期視点で育成することが望まれる。</p>	

[No.23] 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 毎朝、事務所内で夜勤職員は申し送りノートに子どもの様子を記録し、日勤職員へ口頭で伝え情報共有を行っている。申し送りには担当児童福祉司や心理判定員が立ち合い相談課、判定課とも情報共有できる体制となっている。行動観察の結果は児童相談所情報管理システムでリアルタイムに情報共有を図れるようになっている。共有する情報も、入所時のアレルギーの有無や子どもの不穏や特徴的な事項で次の勤務者が知らない困る情報を共有・引継ぎ事項としている。	

(5) 児童福祉司との連携

[No.24] 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 子どもの入所を判断する受理会議、相談課、判定課、一時保護所職員による担当レベルで調査結果や見立てを話し合う3パート会議、最終的な出口の方針を話し合う援助方針会議と段階を踏んで検討し援助方針を立てている。各部門間で日々情報共有が行われ、連携が図られている。また、各部門が同一建物内にあることから、いつでも顔を合わせ情報交換できる体制にあり、一時保護課職員は必要な情報はいつでも得られる環境となっている。	

(6) 職場環境

[No.25] 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	
第三者評価結果	a
【コメント】 労務管理者は次長兼一時保護課長が行い、勤務状況、時間外労働、休暇等の状況を把握している。45時間を超える超過勤務者はいない。勤務表の作成に当たっては、交代制勤務のため週休日は二日連続、夜勤明けの次の日は週休日となるよう調整している。子育て・家族看護休暇や夏季休暇は希望にそって取得できるよう配慮している。メンタルヘルスへの対応は、労働安全衛生法に基づく「ストレスチェック」を年1回実施している。県福利厚生室が行う「職員相談」の実施日を周知している。県が、全職員に「福島県職員コンプライアンス必携」を携帯させる取り組みをしており、規律違反防止に取り組む他、パワハラ・セクハラ相談窓口も設置している。	

4 関係機関との連携

(1) 医療機関との連携

[No.26] 医療機関との連携が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 体調に異常があれば嘱託の小児科を受診する他、かかりつけ医を受診している。妊娠や性感染症の疑いがある場合は婦人科など専門医を受診している。自傷、他害がある場合は精神科への入院や通院で対応している。ケースによっては、医療機関に一時保護委託を行う場合もある。小児科、精神科の嘱託医がおり定期的な訪問も受け入れている。また、福島市歯科医師会の協力を得て、隔月で歯科検診がある等、各医療機関との連携が取れている。	

(2) 警察署との連携

[No.27] 警察署との連携が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 立ち入り調査の際は事務処理要領で警察対応の協力要請すべき場面における依頼様式が定められ、協力を得られる体制になっている。無断外出時は「一時保護所業務要領」で対応を定め、警察との協力体制がとられるようになっている。警察からの事情聴取には職員が同行するとともに聴取時間や休憩時間について子どもの負担にならないよう配慮を依頼している。警察官の派遣を受け入れ、警察や検察と連携が取れるようになっている。子どもが事情聴取を拒む例はなかったが、子どもから聞いた情報は警察に伝えている。	

(3) 施設・里親等との連携

[No.28] 施設や里親等との連携が図られているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 里親や施設に移行する場合は、心理面接を重ね信頼関係を構築したうえで、心理判定員から理由を丁寧に説明している。里親に委託する場合は一時保護中に里親と面会しマッチングを実施し、相性が合う里親と面会交流を重ね、里親宅を訪問する等、段階を踏んで移行を進めている。施設入所はパンフレットを用いて説明するほか施設職員が一時保護所を訪れ面会をして移行先の情報を丁寧に説明を行い安心して移行できるように取り組んでいる。学齢期以降の子どもについては移行前に児童相談所の担当者の名前を記載した「子どもの権利ノート」を手渡し、移行後の相談先や児童相談所との関わりについて説明を行っている。移行後も里親宅や施設を職員が訪問しアフターケアに努めている。	

(4) その他の機関との連携

[No.29] 子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 市町村レベルで子どもを見守るネットワークである要保護児童対策地域協議会に参加し、随時連携を図り支援に当たっている。当協議会に付随して設置されている実務者会議、個別ケース会議にも職員が参加し支援方針や各機関の役割を確認し、多機関による連携が行われている。また、市町村の児童福祉担当部門や児童養護施設と毎年連絡会議を開催し連携体制の構築に努めている。さらには警察、検察とも連絡会議を持ち、情報交換を行い連携出来る関係を築いている。	

III 一時保護所の運営

1 一時保護の目的

[No.30] 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 一時保護所の理念、基本方針は、児童福祉法の趣旨を踏まえ、管理者と職員が話し合い策定し、職員会議で周知を図っている。一時保護所の運営は、国の「一時保護ガイドライン」、「児童相談所運営指針」を基に、「一時保護所業務要領」を定めそれに基づき運営している。	

2 一時保護所の運営計画等の策定

[No.31] 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 中央児童相談所事業計画を策定し、その中に一時保護所の事業計画も含まれている。計画は各課長が原案を作成し、次長がそれをとりまとめ所長の決裁を経て作成している。 しかし、一時保護所として年度支援計画、活動計画を作成しているが、中央児童相談所事業計画に位置づけられたものとはなっていない。一時保護所の事業計画として具体的な活動を入れて事業計画として位置づけることが望まれる。また、退所する子どもへアンケートを実施しているが、その結果を活かす取り組みはしていないので一時保護所の運営に反映することが望まれる。職員が作成している年度支援計画に支援理念が掲げられているが、一時保護所として策定している理念と異なっており、統一性を果たせることが望まれる。	

3 一時保護の在り方

[No.32] 緊急保護は、適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 外傷や発熱など疾病が疑われる場合は速やかに小児科に通院し治療を受けている。性被害や性的虐待等緊急時には迅速に専門医を受診している。緊急保護に当たっては速やかに調査し情報把握に努め短期的に家庭引き取りが出来るか早期に判断し、保護期間が必要最低限となるよ努めている。保護に当たって子どもには心理判定員から丁寧に説明し理解を得るようにしている。一時保護の可否は受理会議で所長、次長、各課長、各担当が参加し、子どもや保護者の意向を踏まえ、総合的に判断し、保護の理由や必要性を明確にしている。	

4 一時保護所における保護の内容

(1) 生活面のケア

[No.33] 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	
第三者評価結果	b
<p>【コメント】</p> <p>入所時に、未就学児用と学齢児用の「一時保護所のしおり」で年齢に応じて分かり易く日課を説明している。また、子どもの特性や年齢に応じて絵カードを用いて手順を理解できるように工夫している。生活の中で、出来そうな事を少しずつできるように声かけや見守りを行い、シール(ご褒美シール)を貼ったり褒めることで子どもの意欲を高め基本的な生活習慣が身につくように支援している。毎日入浴し、着替えを行い衣類の洗濯をして清潔な衣服を身につける習慣づけを行っている。発達障がいや精神障がいがあり集団行動が苦手な子どもには、個別の日課を定め居室に掲示して個別対応の日課で支援している。</p> <p>なお、年長児を含めた未就学児に一律午睡の時間を設けたり、小学生と中高校生が同じ日課としているため、子どもの年齢や発達に合わせた日課の設定が望まれる。</p>	

(2) レクリエーション

[No.34] レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	
第三者評価結果	a
<p>【コメント】</p> <p>食堂にトランプ、マンガ、DVD、テレビやポータブルプレイヤーなどを備え、余暇時間に自由に遊べるようにしている。また、遊戯室で卓球台や室内用バドミントンを使って運動ができるようにしている。遊具類は子ども会議で出た意見を反映して購入し更新している。また、所庭には鉄棒、滑り台、ジャングルジムの固定遊具があり、砂場も備えて未就学児も遊べる環境を備えている。また所庭ではキャッチボール、テニス、縄跳びなどの運動ができるようになっている。固定遊具は点検表に基づき、毎月職員が点検を行い、安全確認を行っている。年4回の公用車を使った所外活動の他、近くの図書館、美術館などへの外出を行っている。所外活動では事前に下見をし、当日の職員の役割分担を決めて事故防止に努めている。</p>	

(3) 食事(間食を含む)

[No.35] 食事が適切に提供されているか	
第三者評価結果	b
<p>【コメント】</p> <p>食事は、業務委託として3食とも定時に栄養バランスのとれた食事が提供されている。隔月で給食会議を開催し、委託業者へ子どもの希望や行事食の要望、アレルギー等の注意事項について話し合っている。食事時間は30分としているが、通院や心理面接で食事時間に遅れた場合、予定時間に応じて常温保存又は簡易弁当にして冷蔵保存を行い暖めるなどして提供している。アレルギーは対応マニュアルに従い、トレイに禁忌食を記入したプレートに乗せ、配膳時に調理員と職員でダブルチェックを行い事故防止に努めている。嗜好調査はしていないが、入所時にアレルギーや好き嫌いについて確認している。</p> <p>なお、職員が子どもと一緒に食べることで検食としているが、事前に検食を行うことが望まれる。また、定期的に調理室内の衛生管理や食材の保管状況を確認することが望まれる。</p>	

(4) 衣服

[No.36] 子どもの衣服は適切に提供されているか	
第三者評価結果	b
<p>【コメント】</p> <p>居室にタンスなどを置くスペースがなく保管できる環境にないため、私服の持ち込みや着用は認めない。入所時に、一時保護所で準備している季節ごと、男女別、サイズ別の衣服の中から、子どもに合った衣服を貸与している。中学生以上は一律ジャージとしている。肌着や靴下は支給し、退所時に持ち帰らせている。毎日の入浴時に着替えを行い洗濯して清潔な衣服を着用できるよう支援して、小学1年生以上は洗濯物を干し、取り込み畳んでカゴに入れるなど衣服の管理ができるよう指導している。</p> <p>なお、中学生以上はジャージとするなどを貸与する服を一律に決めたり、子どもに合ったものを職員が選択して支給しているため、複数の衣服の中から子どもが主体的に服を選択できるようにすることが望まれる。また、環境を整備して私服の持ち込みや着用を認めることが望まれる。</p>	

(5) 睡眠

[No.37] 子どもの睡眠は適切に行われているか	
第三者評価結果	b
<p>【コメント】</p> <p>子どもの就寝時間は小学生3年生以下は午後8時、小学4年生以上は午後9時とし、起床時間は一律午前6時45分としている。シーツ、枕カバーやパジャマは週1回洗濯し、布団は年1回のほか夜尿があればその都度クリーニングに出し、退所後は家庭用布団乾燥機で乾燥させて清潔な寝具で睡眠がとれるようにしている。未就学児は午睡の時間を設けている。幼児等には居室限定でタオルケット、縫いぐるみやタオルなどの持ち込みを認め、夜泣きをする子どもには添い寝などして安眠できるように支援している。受験を控えた子どもなどには日中のスポーツや余暇時間を勉強時間に当て就寝時間を超えて勉強をする必要がないように配慮している。</p> <p>なお、年長児にも一律に午睡の時間を設けており、就学への影響を考慮して検討が望まれる。また、小学4年生以上は9時就寝としているが中・高校生については、年齢等に応じた就寝時間とすることが望まれる。</p>	

(6) 健康管理

[No.38] 子どもの健康管理が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
<p>【コメント】</p> <p>虐待のケースは、入所日又は翌日に小児科受診とし、性被害のケースは併せて婦人科受診としている。毎朝、検温を行い、体調を観察して必要に応じて看護師の判断で小児科等の受診をしている。精神科への受診は児童福祉司や心理判定員が付き添ってかかりつけ医を受診している。精神科疾患の疑われる子どもは児童福祉司を通して保護者の了解を得て医師の診察を受けている。救急車要請対応マニュアル、感染症対応マニュアルや歯科検診実施要綱を定め対応を統一して健康管理が行われている。夜間・土日祝日に職員が不足する場合に備え、相談・判定課職員から毎日2名を当番職員として定め一時保護所の緊急時対応を含め体制を確保している。</p>	

(7) 教育・学習支援

[No.39] 子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
<p>【コメント】</p> <p>日課で学習時間を定め、教員免許を有する学習指導員が時間割を決めて学習指導を行っている。入所時に、学力テストを行い学力に合ったドリルなどを使用して学習を支援している。学校により課題等を届けに来るところもあるが、ほとんどは要請してから持参する学校が多い。問題がないケースでは、児童福祉司等が送迎を行い登校できるよう支援している。また、卒業式や終業式などの学校行事に、出席可能な子どもは参加できるように支援している。</p> <p>なお、在籍校との連携や協力関係が不十分であり、子どもが学校教育の進捗状況の情報が得られるよう学校と協力を図ることが望まれる。また、特別支援学校や支援学級に在籍していた子どもについては、教育内容の引継ぎを課題としており、今後対応を検討し、十分な引継ぎを行うことが必要である。</p>	

(8) 保育

[No.40] 未就学児に対しては適切な保育を行っているか	
第三者評価結果	b
<p>【コメント】</p> <p>保育室がなく、食堂や学童用のキッズルームやプレイルームを活用して保育を行っている。キッズルームやプレイルームにはボールプール、ままごとセットやブロックがあり保育でも使用している。日課を定めているが、子どもの希望を聞きながらスケジュールを決め、絵カードで予定を見せて1日の流れを理解させて、子どもの特性や状況に応じた保育を行っている。</p> <p>なお、保育の場所が、入所する子供の状況により変更せざるを得ないので、専用の保育室を設置することが望まれる。また、3歳未満児と3歳以上児の保育計画を作成し、一人ひとりの子どもの発達状況や特性に応じた保育を行うことが望まれる。</p>	

(9) 保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等

[No.41] 家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	
第三者評価結果	a
<p>【コメント】</p> <p>子どもの家族との対応は、基本的に児童福祉司や心理判定員が担当している。一時保護所職員が家族との面談に立ち会うのは、要請を受け一時保護所での子どもの様子を説明する時などに限られている。通常、家族との面談の様子は、面談終了後に心理判定員等から口頭で説明を受け、引継ぎノートに記録して職員間で共有している。また、支援システムにアップされるため、後で確認できるようになっている。家族との面談後の子どもの様子を観察して、変化等があればケース記録に記載している。また、毎朝、相談判定課のある事務所で一時保護所の引継ぎを行っており、担当児童福祉司や心理判定員も同席し、子どもの変化等の情報共有が図られている。</p>	

5 特別なケアの実施

(1) 性的問題への対応

[No.42] 子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 性的問題を抱えた子どもは、受理会議で把握できている。入所後に早めに3パート会議を開き、一時保護所で注意すべきことや観察のポイントを検討し、一時保護所職員全員に内容を伝達し情報共有を図っている。個別対応を基本としているが、居室の物理的な制約から、他の児童相談所に委託せざるを得ない場合もある。入所後は心理判定員が定期的に面談を行いケアを行っている。性被害を受けた子どもの対応は同性職員を基本とし、男性職員のみでの夜勤は避けている。警察の面接では、子どもに心理判定員が付き添い一緒に面接に応じ、面接後にフォローやケアを行っている。 なお、性的問題を抱えた子どもについて個別支援計画を作成し、支援方法を職員間で共有し個々の課題に応じた計画に基づく支援の実施が望まれる。また、入所中の子どもの年齢や特性に応じた性教育を行うことが望まれる。	

(2) 問題行動のある子どもへの対応

[No.43] 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 他害や自傷行為を行う精神的に不安定な子どもは、児童福祉司の情報から受理会議で把握できている。また、入所時の身体検査で把握できるケースもある。入所後は危険物の管理に注意を払い、危険な物を所持させないようにしている。また、常に視野に入れて所在を確認するように努めている。心理面接のなかで、心理判定員がクールダウンの方法を子どもに提案し、提案の内容は心理判定員から一時保護所へ説明があり共有して身に付けられるよう支援している。落ち着くまで居室や通路に設置しているテントで1人になる、深呼吸をする、体を軽くタッピングするなど子どもに合った方法を試行錯誤して模索している。子どもが暴れて静止できないなどの緊急時には、携帯用ボタンを押すことで相談課・判定課の職員がかけつける体制が整備されている	

(3) 無断外出を行う子どもへの対応

[No.44] 無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 無断外出の可能性は、受理会議で把握できている。無断外出の可能性の高い子どもについては入所時点で無断外出に備え、写真付きで身体の特徴・立ち回り先・着衣などを記載した「無断外出児童調査書」を作成している。また、所庭の周囲に設置している金網が振動するとセンサーが反応して事務所で音が鳴る装置を付け、通常施錠しない一時保護所の出入口を施錠して防止を図っている。無断外出発生後の対応は「一時保護所業務運営要領」や「相談課一時保護の無断外出への対応について」により、対応の手順や警察等の連絡先が明記され速やかな対応がなされている。子どもが無断外出から戻った時は、心理判定員が聞き取りを行い面談のなかで動機付けを行っている。一時保護所では「無事に帰ってきてくれた」ことの安心を伝え、温かく迎え入れている。	

(4) 重大事件に係る触法少年への対応

[No.45] 重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 重大事件に係る触法少年は、通常、一時保護の上、家庭裁判所への送致を検討することになるが、ここ数年、受け入れはない。受け入れるとなれば、他の入所児への危害が想定される場合には接触を遮断し個室対応となるが、構造上、長期に渡って他の子どもと分離することはできないため、対応が困難となる。 なお、警察から身柄付きで送致される可能性もあるため、対応マニュアル等を作成し、受け入れた場合の具体的な対応方針を明確しておくことが望まれる。	

(5) 身近な親族等を失った子どもへの対応

[No.46] 身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 一時保護中の子どもの親族が亡くなった場合の対応は、亡くなった理由や子どもとの関係性を考慮のうえ心理判定員が年齢に応じた内容で伝え、ケアを行っている。子どもの気持ちや状況を踏まえ葬儀への参列を判断しているが、できるだけ参列できるよう支援している。子どもへのケアやフォローは心理判定員が面談の中で行っているが、一時保護所では子どもが話しかけて来た時に、話を傾聴して寄り添うこととしている。基本的に普段の日課で淡々と生活することを支援し、意識を今の生活に向けて行く方向で関わっている。 なお、一時保護所に配置されている心理判定員を中心に一時保護所の日常生活のなかでフォローやケアを行える体制づくりが望まれる。	

(6) その他の配慮が必要な子どもへの対応

[No.47] 被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 子どもを受け入れる際には、被虐待経験の内容や背景、子どもの心身の状況等に関する把握を十分にいき、職員間で共有しながら子どものケアに取り組んでいる。一時保護所では子どもが安心できる生活環境のなかで、子どもの様子を丁寧に観察し、心理判定員による心のケアを実施している。PTSD等の症状が見られる場合には、嘱託医への相談や精神科への通院、療育先との連携等、治療的ケアの体制を確保している。また、適切な支援体制を確保するため、一時保護所の観察会議や、児童福祉司・心理判定員・一時保護課職員による会議を行い、情報共有や支援方針の見直し等を行っている。	
[No.48] 障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 障がい児を受け入れ時は、子どもの心身の状態や服薬状況、必要な支援について子どもや保護者、学校等から情報を収集し、支援計画に反映させている。通院はかかりつけ医を継続しており、新たに通院が必要な場合早期に対応をしている。発達障がい児への刺激のコントロールについては、環境面が整っておらず、子どもと話し合いコントロール方法を身につけられるよう支援している。また、簡易テントを活用し、刺激の調整を行える環境を模索している。車いすの子どもや、障がい程度の重い知的障がい・自閉スペクトラム症のある子どもについては、より適切なケアができる障がい児入所施設への一時保護委託を検討している。 なお、子どもの障がいの理解や対応については、体系的な研修の必要性を認識しており、現在見直しを進めている研修計画へ反映させることが望まれる。	
[No.49] 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 健康上の配慮が必要な子どもについては、受理会議において一時保護所での受け入れが可能か、対応方法等について検討を行っている。受け入れが困難な場合には一時保護委託先の検討を行っている。入所時にアレルギーや服薬の有無、必要な対応等確認し、それぞれのファイルを作成し支援を行っている。服薬の必要がある場合は、誤薬や服薬漏れが発生しないよう、職員が一人ひとりの薬をプレートに貼り付けて準備し、服薬時には職員がダブルチェックをし服薬させている。服薬の状況や子どもの健康状態について、毎回記録に残している。注射や吸入については、統一した対応ができるよう、看護師を中心に研修を行っている。これまで看護師が1名だったため、看護師不在時の対応について課題があったが、1名増員され複数体制が確保されている	

6 安全対策

(1) 無断外出防止及び発生時対応

[No.50] 無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 無断外出については、「一時保護所業務要領」や「相談課一時保護児童の無断外出への対応について」において、対応の手順や連絡先などを明記している。一時保護の時点から発生の可能性について個別に評価しており、無断外出の可能性の高い子どもについては、気持ちを傾聴しつつ、保護の必要性を丁寧に説明する他、あらかじめ資料を作成しておくなど、迅速な対応ができるよう準備している。職員は日頃から子ども達の所在確認を自然に行っており、また、一時保護所の廊下や屋外にカメラを設置し、無断外出の発生防止に努めている。	

(2) 災害時対策

[No.51] 災害発生時の対応は明確になっているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 浸水想定地域に該当しないため、地震による火災発生の想定で、毎月避難訓練を行っている。また、年2回は児童相談所全体で総合防災訓練を実施している。特に年度はじめは、指定避難所への避難経路確認の機会を作り、新任職員へも対応について周知している。夜勤補助員のマニュアルにも記載し、夜勤に入る際打合せを行っている。さらに、緊急対応当番として毎日、対応者を相談課・判定課から2名指名している他、緊急時に備え緊急連絡網を整備している。 なお、緊急時の備蓄として非常食、飲料水、カセットコンロ等を準備し、給食担当職員が消費期限等を管理しているが、アレルギー対応食品の準備や、備蓄物の管理方法に不十分な点が見られるため、改善が望まれる。また、BCP計画は、詳細な内容が記載されているものの、参集方法等を含めた職員への周知や、想定訓練後に気づいた課題について見直しを実施することが望まれる。	

(3) 感染症対策

[No.52] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 BCP計画や感染予防マニュアルを整備し、日頃からアルコール消毒液の設置や、早めのマスク着用の働きかけ等を行っている。一時保護開始時に、子どもの体調と、子どもの周囲で感染症が発生していないか、確認しており、入所後に体調不良が見られた場合は受診対応を行っている。発熱等ある場合は個室対応とし、食事は居室で取らせ、洗面所やトイレ等使う場所を固定し、感染拡大を防止している。個室で安静に過ごせるよう、体調に応じて本やポータブルDVDプレーヤーを差し入れしている。居室数の関係で個室対応が難しい場合は、実習生宿泊室等を利用し定時見守りを行う等の対応をしている。	

7 質の維持・向上

[No.53] 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 「一時保護所業務要領」を定め、一時保護所の運営や、子どもの権利、安全対策等について記載しているほか、個別のマニュアルを備えている。マニュアルは各担当者が中心となって作成、見直しを行っている。マニュアルに掲載されている連絡先一覧や写真、図等は抜き出して必要箇所に掲示する等、活用の工夫をしている。 マニュアルは随時活用しているが、内容の周知や理解を深めるための研修を定期的に行っていないため、現在研修の準備を行っており実施が望まれる。また、要領やマニュアル、各種様式を冊子にまとめ、全職員に配布することが望まれる。	

[No.54] 一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	
第三者評価結果	b
【コメント】 職員は一時保護業務に関するスキル向上の目標を立て、日々取り組んでおり、半期毎に管理職との面談を通し、取り組み状況の振り返り、目標の再設定を行っている。職員の経験年数や研修内容によって、必要な研修を受講できるよう、計画を立てている。一時保護課の目標、達成状況については課内会議で話し合っている。子どもの処遇にあたっては、退所時のアンケートから課題を読み取っている。第三者評価の定期的な受審や、運営基準・一時保護ガイドラインの改定等を受け、これまで取り組んだ実績として、下着の提供や積極的な通学の実施等を行い質の向上に取り組んでいる。 なお、県内の4児相で実施する児相相談所部門別研修会等は、一時保護所職員を対象にした研修もあり、質の改善に向けて取り組んでいる。昨年度からは4児相持ち回りで、テーマ毎の取り組み状況を話し合う場を設け、組織的な取り組みを始めており、今後の質の向上に期待したい。	

IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

1 アセスメントの実施

(1) 保護開始時

[No.55] 保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 一時保護の開始にあたって、子どもの家庭の状況や心身の状況、発達の状況等を把握するよう努めている。特に健康面に関わること、家庭内での姿、学校での状況、療育等での姿等、関係機関からの情報収集を行い、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会で個別ケース検討会議を行っている。一時保護所での子どもの様子、話した内容については職員間で共有し、適宜医療機関等との連携もしている。	
[No.56] 関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 一時保護の開始に当たり、受理会議において個別の目標、支援方針を立てている。関係機関等からの情報収集や、個別ケース会議等を通し、様々な観点から子ども、家庭のアセスメントを行い、今後の支援について検討している。また、援助方針を決定するにあたり、一時保護課内の観察会議や、一時保護課、相談課、判定課の担当職員による3パート会議を通し、課題の整理やケアの実施等を行いながら、子どもの最善の利益を考慮した援助方針を導き出している。	

2 個別援助指針(援助方針)の策定及び個別ケアの実施

[No.57] 援助指針に沿った個別ケアを行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 受理会議において、子どもの心身の状況や保護に至る背景等の情報を共有し、子どもへの関わり方や配慮すべき点、観察点等を事前に把握し、それぞれの課題に合ったケアを行っている。一時保護後も子どもの状況が変わるため、随時見直しを行い対応している。個別対応については、個別支援マニュアルを策定しており、対応する職員の業務内容を明確にしている。集団での生活が難しい場合は、起床時間や食事場所等子どもに寄り添いながら、個別日課での対応を行っており、子どもが集団に慣れたり、生活での意欲が持てるよう細やかな支援を行っている。ケアに当たっては、子どもの様子、言動を記録しており、その中から変化を職員間で共有している。 なお、個別支援計画は、支援の必要性がある個別ケースのみの作成に留まっており、個別ケアをするためにも全てのケースについて個別支援計画の作成が望まれる。	
[No.58] 一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 子どもの様子や支援状況、変化については、担当者間で随時共有している。また、一時保護所内の観察会議や、一時保護課、相談課、判定課の担当者で実施する会議において、共有し、支援方針の見直しを行っている。相談の進行状況についても相談課を中心に所内で共有され、進捗管理を行っている。受け入れ先の問題で一時保護が長期になる場合等、2カ月を越える一時保護については、定期的に保護延長について決裁を受けており、必要以上に長期の保護とならないよう配慮している。	

3 子どもの観察

(1) 子どもの観察

[No.59] 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 一時保護所では様々な生活場面において、子どもの行動観察が行われている。また、心理判定員との定期面談を通し、子どもそれぞれの心理ケアを実施している。子どもの生活状況や言動等については記録様式に沿って詳細に記録しており、子どもの捉え方や記録方法について、個人の主観に偏ることがないように配慮している。観察した事実と、記録者の所感については別に項目を立てるよう職員へ教育している。また、子どもの記録については個別に出力し、経過を確認できるようにしており、所内でも情報共有している。	

(2) 観察会議等の実施

[No.60] 観察会議が適切に実施されているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 一時保護所での観察会議は月2回実施している。この会議には一時保護課の職員のみが出席しており、子どもの支援の方針、子どもの様子・言動等の観察結果について記載した資料をもとに検討している。他、職員の適切な支援方法等についても話し合われている。この他、一時保護課、相談課、判定課の担当職員が支援経過や課題の整理等を行う会議を実施している。会議内容や子どもの様子は職員間で適切に引き継ぎ・共有され、支援方針の決定や見直しに活用されている。 なお、観察会議は国のガイドラインが示す週1回の開催は出来ていないので、子どもの行動観察結果を支援方針に活かすためにも、基準通り週1回の開催が望まれる。	

V 一時保護の開始及び解除手続き

1 開始手続き

(1) 保護開始に関わる支援・連携

[No.61] 保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 一時保護の可否を受理会議で検討・判断しており、子どもの心身の状況や、保護の必要性を明確にし、保護時点での支援の方針や留意点を保護者や子どもに説明している。 また、体調不良等があれば適切に受診している。日用品、着替え等は貸出し、下着類は支給している。緊急時にも対応できるよう、衣類等は細かく分類され、管理されている。	

(2) 子どもの所持物

[No.62] 一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 子どもの所持物については、眼鏡や靴等必要な物については使用させている他、持つことで安心できるぬいぐるみ等については本人に聞き取りをしながら、使用場所を居室内と限定し所持を認めている。また、通学や療育先への通所の際は私服を着ている。一時保護開始時に子どもに対し持ち込める物品について説明し、保管する物品については書類作成し紛失がないように対応している。貴重品については金庫で保管するが、不要な物については保護者へ返還、違法な物品については警察に相談する等の対応を行っている。 しかし、それ以外の物品については、個人のロッカー等私物を適切に管理できるスペースがないことから、基本的には所持を認めていない。馴染みのものなど安心感を感じられるよう持ち込みできるよう工夫が望まれる。	

2 解除手続き

(1) 保護解除に係る支援・連携

[No.63] 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 関係機関とは進捗状況について随時情報共有しており、保護解除後の対応についても援助方針会議後関係機関へ連絡している。子どもの様子については、内容に応じて電話、訪問、個別ケース会議等で情報提供している。里親とのマッチングの際には、一時保護所の職員が同席することもある。一時保護所での行動診断については、施設等へ文書で提供しており、児童福祉司や心理判定員を介し、場合によっては一時保護職員が直接施設職員等に引継ぎを実施している。	

(2) 子どもの所持物

[No.64] 保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 子どもが着てきた服や持ってきた物については、一時保護の開始時に書類を作成しており、不要物は保護者へ返還している。保護解除時は保管していた物を子どもへ返還し、受領証を得ている。 なお、やむを得ず一時保護所の服を貸し出す場合には、貸出書を作成し、管理しており、私物の管理については「一時保護所業務要領」に記載されてはいるが、具体的な対応についてマニュアルが作成されていないので作成が望まれる。	